

留萌国有林の 地域別の森林計画書

(留萌森林計画区)

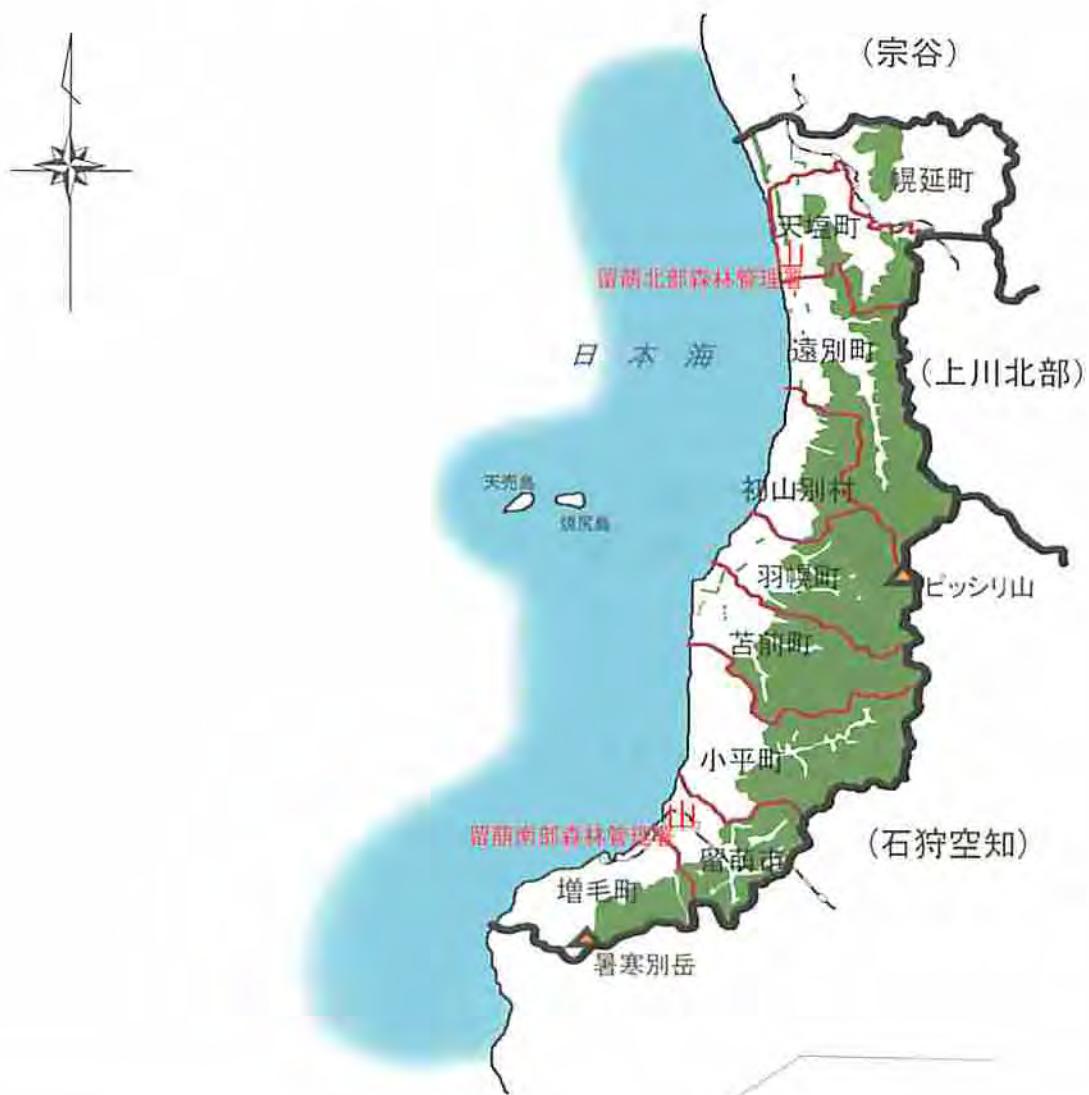
計画期間

[自 平成19年4月 1日
至 平成29年3月31日]

樹立年月日：平成18年12月28日

北海道森林管理局

留萌森林計画区の位置図



凡 例	
国 有 林	
主 要 山 岳	
鉄 道	
森林計画区界	
市 町 村 界	
森 林 管 理 署	



はしがき

この計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、留萌森林
計画区に係る国有林について、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全
に関する基本的事項等を定めるものです。

目 次

I 計画の大綱

1	自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置づけ	-----	1
(1)	位 置		
(2)	自然的背景		
(3)	社会経済的背景		
(4)	森林・林業・木材産業の概況		

2	計画樹立に当たっての基本的考え方	-----	2
---	------------------	-------	---

II 計画事項

1	計画の対象とする森林の区域	-----	3
2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	-----	3
(1)	森林の有する機能別の森林の所在及び面積		
(2)	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項		
(3)	その他必要な事項		
3	伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	-----	7
(1)	森林の立木竹の伐採に関する基本的事項		
(2)	伐採立木材積		
(3)	その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項		
4	造林面積その他造林に関する事項	-----	10
(1)	造林に関する基本的事項		
(2)	人工造林及び天然更新別の造林面積		
(3)	その他造林に関する必要な事項		
5	間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	-----	11
(1)	間伐及び保育に関する基本的事項		
(2)	間伐立木材積		
(3)	その他間伐及び保育に関する必要な事項		
6	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	-----	13
(1)	公益的機能別施業森林の区域		
(2)	公益的機能別施業森林区域内における施業の方法		
(3)	その他必要な事項		
7	林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	-----	14
(1)	林道の開設及び改良に関する基本的な考え方		
(2)	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等		
(3)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法		
(4)	その他必要な事項		

8 森林施業の合理化に関する事項 -----	15
(1) 林業に従事する者の養成及び確保	
(2) 林業機械の導入の促進	
(3) 作業路等の整備	
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備	
(5) その他必要な事項	
9 森林の土地の保全に関する事項 -----	16
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4) その他必要な事項	
10 保安施設に関する事項 -----	16
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
(4) その他必要な事項	
11 その他必要な事項 -----	17
(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	
(2) 森林の保護及び管理	
(3) その他必要な事項	

III 別 表

別表 1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積 -----	25
別表 2 計画期間において達成し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 -----	29
別表 3 伐採立木材積 -----	29
別表 4 人工造林及び天然更新別の造林面積 -----	29
別表 5 公益的機能別施業森林の区域 -----	30
別表 6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等 -----	31
別表 7 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法 -----	34
別表 8 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 ---	34
別表 9 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法 -----	34
別表 10 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 -----	34
10-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積	
10-2 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	
10-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積	
別表 11 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 --	35
別表 12 治山事業の数量 -----	36
別表 13 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 -----	37

I 計画の大綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置づけ

(1) 位 置

北海道の北西部に位置し、留萌支庁の区域と重なっている。

(2) 自然的背景

ア 地 势

本森林計画区は、北部は、サロベツ原野をはさんで宗谷森林計画区に、南部は、増毛山地をはさんで石狩空知森林計画区に、東部は天塩山地をはさんで上川北部森林計画区に接している。

主な河川は、天塩川、遠別川、羽幌川、留萌川が日本海に注いでいる。

イ 地質及び土壤

地質は、主に第三紀堆積層からなり、海岸段丘地等は洪積世、沖積世で形成されるほか、暑寒別岳周辺では火山性の安山岩が分布している。

土壤は、褐色森林土が広く分布するが、全体的に養分の乏しい酸性土壤が多い。

また、北部の一部でポドゾル性土壤が見られる。

ウ 気 候

気候は、対馬海流の影響により緯度の割には比較的温暖で、年平均気温は7℃、年間降水量は約1,205mmとなっている。しかし、冬は日本海側特有の厳しい北西季節風にさらされる。

(3) 社会経済的背景

ア 市町村の構成

1市7町1村から構成され、国有林は全市町村に所在している。

イ 人 口

約61千人（平成17年国勢調査）で、全道の約1%となっている。

ウ 産 業

中南部は稻作主体の農業、北部では大規模な酪農が展開されている。

水産業は、ほたて稚貝養殖、たこなどの漁業が行われ、また、にしななどの種苗放流漁業への転換も進められている。

優れた自然環境に恵まれていることから、利尻礼文サロベツ国立公園、暑寒別天売焼尻国定公園等に指定されており、また、南北194キロに及ぶ海岸線は「日本海オロンライン」と呼ばれ、多くの観光客が訪れている。

また、全道でも特に風の強い地域であることから、風力発電施設が数多く建設されており、全道の風力発電規模の約4割を占めている。

(4) 森林・林業・木材産業の概況

ア 森林・林業

森林面積は、総土地面積のうち81%の325千haで、全道森林面積の6%を占めている。このうち国有林は、196千haとなっている。

森林蓄積は、全道の4%を占める29,891千m³で、このうち国有林は18,277千m³となっている。国有林のha当たり蓄積は107m³で、全道平均119m³を下回っている。

人工林率は、22%で、全道平均27%を下回っており、国有林は18%となっている。

イ 木材産業

製材の原木消費量は、全道の1%に満たない5千m³で、このうち針葉樹がほぼ100%となっている。また、製材出荷量も、全道の1%に満たない2千m³で、用途別では建築材が88%となっている。

チップの原料消費量は、全道の1%を占める16千m³（出荷量は17千m³）で、このうち広葉樹が92%となっている。

ウ 林業事業体等の現況

森林組合は4組合が組織されており、林業事業体は、森林組合を除き、造林業では13業者、素材生産業では2業者となっている。

2 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、保健・文化・教育的な利用や良好な生活環境の保全に対する森林の役割への期待が高まっている。また、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止への寄与、生物多様性の保全等に対する森林の役割の重要性がますます認識されてきているところである。

北海道の森林は、これらの役割を果たすことはもとより、北海道の美しく雄大な景観の形成、豊かな野生生物の生息・生育環境の確保の上で大きな役割を果たしている。とりわけ、北海道の森林面積の約55%を占める国有林の果たすべき役割が大きなものとなっている。

このような森林の果たす様々な機能の高度発揮に対する国民の期待の高まりに応え、流域を単位として、地域の特色ある森林づくりを進めていくこととし、民有林と国有林が連携し、森林の整備及び保全を進めていくこととする。

特に、本森林計画区では、以下のような森林づくり等について取り組んでいくものとする。

- ① 農業、漁業が盛んで、良好な生活環境の保全に対する地域の要請が強いことから、水環境に配慮した森林施業を推進する。
- ② 冬の厳しい気象条件等から、針葉樹林の育成が困難な林分については、針広混交林として健全な森林を造成する。
- ③ 国天然記念物のクマゲラの生息環境に配慮した森林施業を推進し、生息環境の保全を図る。
- ④ 住民の生活環境を守る防風保安林の整備・保全を図る。

II 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積 : ha

区分	面 積	備 考
総 数	1 9 5 , 8 9 7 . 6 1	
市 町 村 別 内 訳	増 毛 町	1 1 , 2 5 1 . 3 6
	留 萌 市	1 6 , 1 9 3 . 9 0
	小 平 町	3 3 , 7 5 1 . 5 0
	苦 前 町	3 0 , 8 4 0 . 7 7
	羽 幌 町	3 3 , 3 5 0 . 3 4
	初 山 別 村	1 2 , 9 3 0 . 4 3
	遠 別 町	3 8 , 8 7 8 . 8 0
	天 塩 町	1 0 , 6 6 8 . 7 5
	幌 延 町	8 , 0 3 1 . 7 6

注 1 森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の林野庁所管の国有林とする。

2 森林計画図は、北海道森林管理局計画課及び関係森林管理署に備え置いてある。

3 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

森林の有する機能別の森林の所在及び面積については、別表1のとおり定める。

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

ア 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能を高度に發揮する上で望ましい森林の姿は、次のとおりである。

(ア) 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林とする。

(イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林とする。

(ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が

高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林とする。

(イ) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な野生生物の生息、生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林とする。

(オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用するうえで良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林とする。

イ 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の森林の整備及び保全の目標に向け、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保全林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」及び木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分することとする。この区分を踏まえ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病害虫等被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、森林・林業の管理経営に欠くことのできない施設である林道の整備に当たっては、周囲の環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努め、森林資源の整備の目標及び公道、民有林林道の配置状況等を考慮した農山村地域の振興にも資する整備に努めるとともに、既設の林道については、利用状況、今後の森林施業の展開等を考慮しながら、改良及び適切な維持管理を図ることとする。

さらに、森林の水源かん養機能、山地災害防止機能等の諸機能の高度発揮を図るため、治山事業の計画的な実施に努めるとともに、保安林の適正な整備を図ることとする。その中で、流域保全の観点から、関係機関が連携した取組等を通じて、山地災害の減災に向けた効果的な事業の実施を図る。その際、環境との調和を図ることに加え、コスト縮減に努める。

なお、森林の整備及び保全の推進を図るに当たっては、すべての森林は多種多様な生物の生息・生育地として生物多様性の保全に寄与するよう十分配慮する必要がある。また、森林は、二酸化炭素の吸收源・貯蔵庫として重要な役割を果たしていることから、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等により、吸收源・貯蔵庫としての機能の発揮を確保し、京都議定書目標達成計画において

定められた森林吸収量の確保に貢献できるよう努める必要がある。

重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりとする。

(ア) 水土保全林

水土保全林は、災害に強い国土基盤の形成、良質な水の安定的供給を確保する観点から、特に水源かん養機能、山地災害防止機能の発揮を重視する森林である。

森林の整備及び保全に当たっては、地形・地質等の条件を考慮したうえで、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて、保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育、間伐等を推進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る。また、立地条件に応じ、国民のニーズ等を踏まえ、天然力も活用した施業を推進することとする。

また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することとする。

(イ) 森林と人との共生林

森林と人との共生林は、生態系としての森林の重要性を踏まえた生物多様性の保全及び森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図る観点から、特に生活環境保全機能又は保健文化機能の発揮を重視する森林である。

森林の整備及び保全に当たっては、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。

具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を重視することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進するとともに、生活環境の保全、保健・風致の保全等のため保安林の指定やその適切な管理、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全、防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の整備・保全を推進することとする。

(ウ) 資源の循環利用林

資源の循環利用林は、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を持続的に供給する観点から、特に木材等生産機能の発揮を重視する上記2つの区分以外の森林である。

森林の整備及び保全に当たっては、木材資源の持続的な循環・利用を図るための適切な造林・保育及び間伐の実施を推進することとする。この場合、施業

の集約化等を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

森林整備の区分別対象面積

単位 面積 : ha

区分	面 積	構成比
総 数	195,897.61	100%
水土保全林	179,212.67	91%
森林と人との共生林	14,497.89	7%
資源の循環利用林	2,187.05	1%

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表2のとおり定める。

(3) その他必要な事項

ア 水環境に配慮した森林施業

本森林計画区は、日本海に面して海と山岳が近接し河川の長さが短い地理的な特徴から、良質な生活飲料水の確保や海につながる河川の水質浄化等の水環境の保全に対する地域の要請が強いところである。このため、上流域に位置する国有林として、水源かん養や土砂流出・崩壊防止機能の維持増進を図るため、間伐等の適切な森林整備を推進する。

また、溪流沿いの森林施業に当たっては、保護樹帯の確保及び針広混交林化、必要に応じ未立木地への植栽等を行うとともに、作業路の作設等においては河川への土砂流出防止に努め、水質保全に十分配慮することとする。

なお、地域の水源となっている集水域の森林については、地域と協働で森林整備を進めていく方策を検討していくものとする。

イ 健全な針広混交林の造成

本森林計画区は、冬の北西季節風の影響等により造林木の育成にとって厳しい環境であるが、侵入してきた天然広葉樹との混交林化が進んでいる林分が見られるところである。このような林分の取扱いに当たっては、公益的機能発揮の観点から成長の促進を図るため、適切な間伐により蓄積を高め健全性を確保とともに、既に広葉樹の割合が高い林分については、広葉樹林への誘導を積極的に促進することとする。

ウ クマゲラ生息森林の取扱い

国の天然記念物等に指定されているクマゲラの生息の把握に努め、生息状況に応じた森林施業を進めることとし、クマゲラの生息環境の保全を図る。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

ア 立木の標準伐期齢

主要な樹種の標準伐期齢は、流域の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、流域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、保安林等の伐採規制等に用いられるものである。

単位：年

人天別	樹種	標準伐期齢
人 工 林	エゾマツ、アカエゾマツ	60
	トドマツ	50
	カラマツ、グイマツ	35
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然更新によって成立する針葉樹	60
	〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって成立する広葉樹	25

イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、2の(2)「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

(7) 育成单層林施業

育成单層林施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林等により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。
- 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、生産目標とする径級に達した林齢以上で伐採することとする。なお、人工林の主要な樹種の主伐時期は、次のとおりとする。

樹種	生産目標	目標径級 (cm)	主伐時期 (伐期齢・年)
トドマツ	一般材	22～38	65
アカエゾマツ・エゾマツ	〃	22～38	80
カラマツ・グイマツ	〃	22～38	50
その他針葉樹	〃	22～38	60

(イ) 育成複層林施業

育成複層林施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- a 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。
 - (a) 抜伐による場合は、森林生产力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によること。
 - (b) 複層伐等による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。
 - (c) 林地保全、雪崩・落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持、生態系の維持、野生生物の生息・生育環境の保全等に考慮する必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置すること。
 - (d) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚幼樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

(ウ) 天然生林施業

天然生林施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより的確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- a 主伐については、(イ)育成複層林施業に準じることとする。
- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(エ) 保安林等における施業

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生产力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 伐採立木材積

伐採立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項

ア 水源かん養機能等の高度発揮と資源の循環利用を進める観点から、育成複層林施業を積極的に推進することとし、人工林における針葉樹と広葉樹が混交した保護樹帯の整備やモザイク状の森林への誘導のために行う抜き切り及び小面積区域伐採、高齢級の常時複層林へ誘導するための上層木の抜き切りを実施する。

イ 伐採箇所の選定に当たっては、当該森林の林分状況、自然保護に対する要請、地域の産業及び地域住民の生活への影響等に配慮し行うものとする。

ウ 伐採、素材の集積場等に当たっては、枝条、素材等が流出し、下流の人家・公共施設、農地等に被害を及ぼすことのないよう引き続き、木材の流出防止等必要な措置を講ずるとともに、土砂の流出が生じないよう十分配慮する。

エ クマゲラ生息森林の取扱い

クマゲラの営巣木が確認された場合は、営巣木保護区域、緩衝区域及びその他の区域を設定する。

具体的な取扱いとして、営巣木保護区域においては、営巣木の伐採は行わない、営巣木周辺では弱度の択伐、間伐以外の伐採は行わないととともに、産卵・抱卵・育雛期間（4～6月頃）は立ち入りしないものとする。また、緩衝区域においては、伐採は択伐及び間伐を原則とし、機能区分に基づき皆伐が必要な場合は、面積5ha以下の伐採区域とする。

なお、その他の区域を含めて、営巣候補木、採餌木となる立木、ねぐら木の保存に努める。

また、クマゲラの個体の存在は確認されたが、営巣木が確認されない場合については、クマゲラの生活圏内である可能性が高いことから、生息区域内における大面積の皆伐（5ha以上）は行わないとともに、採餌木となる立木等の保残に努めるものとする。

（具体的な取扱いは、「クマゲラ生息森林の取扱い方針の制定について」（平成18年6月29日付け18北計第27号）による（以下同じ）。）

【用語説明】

- ・ 営巣木保護区域：営巣木を中心とした概ね半径50m以内の区域。
- ・ 緩衝区域：営巣木を中心とした概ね半径500m以内を区域とし、林小班界、尾根・沢等の天然界を目安とする。
- ・ その他の区域：営巣木保護区域及び緩衝区域を除いた区域（営巣木から概ね1,000m以内）。
- ・ 営巣木が確認されない場合の生息区域：クマゲラの生息が確認された小班の区域（飛翔、ねぐら木の存在、採餌木の存在等営巣木以外の存在が確認された小班）。
- ・ 採餌木となる立木：クマゲラの餌となるアリ類の卵・幼虫・サナギ・成虫、カミキリムシの幼虫を内在している立木（枯れ木や腐朽木を含む）や倒木。
- ・ ねぐら木：クマゲラが通常生活で寝泊まりする木。
- ・ 営巣候補木：産卵、育雛のための営巣木になる可能性のある樹木で、立木密度の比較的低い環境にある樹木が最も有力な候補木となる。

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

ア 造林樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として、気象、地形、土壌等の自然条件、既往の成林状況及び地域における造林樹種の需給動向等を勘案し選定するものとする。

また、複層林施業を導入する林分については、自然的条件等に加え、上木の生育状況も勘案して樹種を選定する。

天然更新補助作業の対象樹種は、自然的条件、森林を構成する樹種及び下層植生の状況等からみて、植込み、地表処理等の更新補助作業を行うことにより確実な更新が期待できる樹種を選定する。

なお、対象地内の有用天然木は積極的に育成する。

イ 造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

主要な樹種の植栽本数は、既往の施業体系及び植栽本数を勘案して次表を基準とするが、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等を勘案して決定する。

樹種	基準本数(本/ha)
トドマツ	3,000
アカエゾマツ・エゾマツ	3,000
カラマツ・グイマツ	2,500
広葉樹	4,000
クロマツ(海岸林)	10,000
その他針葉樹	3,000

注) 複層林施業における植栽本数は、上層木の配置状況により、有用天然木を含め概ね1,500～2,000本を目安とする。

(イ) その他人工林の標準的な方法

人工造林は、気象その他の立地条件及び既往の造林地の成績等を勘案するものとする。天然力の活用に配慮しつつ、現地の実態に即して、早期かつ確実な成林が期待できるよう行う。

地拵の方法は、植栽樹種、植栽方法、下層植生、保残した有用天然木の配置状況に応じ、現地に適合した方法を採用するものとする。

植栽時期は、春及び秋植えとするが、極力乾燥期は避けるなど現地の状況を考慮して行う。また、健全な苗木の使用、植付方法により、活着率の向上と十分な成長が図られるよう行う。

また、人工下種は、自然的条件等天然更新が期待できない箇所で、人工下種

により広葉樹資源の造成が可能な場合に行う。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の方法の選択に当たっては、後継樹の本数及び配置状況等現地の実態に即して行うが、確実な更新が図られるようこれらを適宜組み合わせることも考慮する。

a 剖出し

天然稚幼樹の発生は良好であり、ササ等地表植生により生育が阻害されているが、剖出しをすることによって成林が期待できる箇所について、剖払い等合理的な方法を選択して実施する。

b 地表処理

ササ及び粗腐植層の堆積により天然下種更新が困難であって、かつ、地表処理によって更新が期待できる箇所について、大型機械によるかき起こし等を実施する。

c 植込み

天然下種更新の不良な箇所で、植込みによって更新が期待できる箇所について実施する。

d まき付け等

広葉樹の更新が期待できる箇所は、ミズナラ等のまき付けを行う。また、ぼう芽力の強い樹種によるぼう芽更新なども考慮する。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、別表4のとおり計画する。

(3) その他造林に関する必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等で地拵を行う場合は、剖払いの方向や枝条等の置き場に十分留意するものとする。

また、林地崩壊の恐れがある裸地については早急に更新を図るものとする。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

ア 間伐の標準的な方法

間伐は、樹冠がうつ閉状態に達した林分において、その健全化と利用価値の向上を図ることを目的として、林木間の競合を緩和し併せて資源の有効利用を図るために行う。なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した伐採等効率的な施業の実施を図るものとする。

主要な樹種の間伐の開始時期、繰返し期間、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹種	間伐の時期（林齢）			間伐方法	間伐率
	初回	2回	3回		
トドマツ	7齢級 (31~35年)	9齢級 (41~45年)	11齢級 (51~55年)	列状、定性、定量、上層間伐のうち最も適した方法を選択。	35%を上限する。
アカエゾマツ・エゾマツ	8齢級 (36~40年)	11齢級 (51~55年)	14齢級 (66~70年)		
カラマツ・グイマツ	4齢級 (16~20年)	6齢級 (26~30年)	8齢級 (36~40年)		
その他針葉樹	6齢級 (26~30年)	8齢級 (36~40年)	10齢級 (46~50年)		
広葉樹	6齢級 (26~30年)	9齢級 (41~45年)	—		

イ 保育の標準的な方法

(ア) 保育の種類

下刈、つる切、除伐等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、林分の健全化と質的向上のために行う。

実行に当たっては、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、回数、方法等を十分検討のうえ行う。

(イ) 主要な樹種の保育の時期等の目安は、次のとおりである。

作業種別	樹種	保育作業の年次別計画															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下刈	カラマツ	○	◎	○	○												
	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ	○	◎	◎	○	○	○	○	○								
つる切 除伐	カラマツ					←	○	—	—	○				→			
	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ									←	○			○	→		

注1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を1年目と読み替える。

2) 下刈りの○は1回刈、◎は2回刈を示す。

トドマツ等の下刈りで8年目については必要とする箇所に適用する。

3) つる切り、除伐の←○→は標準年次と範囲を示している。

(ウ) 保育の作業方法

a 下刈

目的樹種の成長に必要な陽光を与えることを主眼とし、植栽木の高さ及び植生の状態により、適切な方法を採用することとする。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、大部分の植栽木が植生高を脱し、又は同程度となり、生育に支障がなくなった時期とす

る。

b つる切

つる類の繁茂の状況により、目的樹種の成長を阻害するおそれがある場合、必要に応じて実施することとし、かん木の発生状況等を勘案し、除伐が必要な箇所については、原則として除伐と併行させ効率的に行うこととする。

c 除 伐

植栽後発生した天然木が目的樹木と競合し、その生育が阻害される場合に実施するが、実施に当たっては目的樹種の中の形質不良木も伐倒するとともに、つる類の繁茂状況を勘案し、極力つる切りと併行させ効率的に実施する。

なお、植栽木と天然木の成長関係及び将来の利用価値等を勘案し、有用天然木は積極的に育成していく。

(2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

ア 國土の保全や地球温暖化防止等公益的機能の高度發揮と資源の有効活用を進め観点から、人工林における高齢級間伐や利用面をも重視した間伐、天然林等における複層状態の林分の上層木の間伐等を積極的に推進するものとする。

イ 防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しないよう配慮し、間伐及び保育の推進に努めるものとする。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保全林」の区域

水土保全林の区域については、別表5のとおり定める。

イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表5のとおり定める。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要的ある森林の区域
該当林分なし。

(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

ア 水土保全林の区域における施業の方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るため、高齢級の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進する。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を計画的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイ

ク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齡の長期化を図ることとする。

また、林地の安定化を考慮した適切な造林、保育、間伐や、複層状態の森林への誘導の際には、立地条件に応じ、国民のニーズ等を踏まえ、広葉樹の活用による針広混交林化を推進することとする。

イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生生物の生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健康づくりの場等として利用される森林については、快適な森林環境や優れた自然景観を保全し、又は創出するため、森林構成の多様化や景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成单層林施業等それぞれの目的に応じた施業の推進に努める。また、森林レクリエーション施設と一体となった森林の適切な整備を図ることとする。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域における施業の方法

該当林分なし。

(3) その他必要な事項

特になし。

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の路網については、効率的な森林施業や適切な管理経営に欠くことのできない施設であり、周囲の環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努め、民有林・国有林一体となった効率的な整備を図っていくこととする。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、別表6のとおり定める。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法指定の基準

制限林以外の森林であって、特に搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新に支障が生ずる林分とする。

該当林分なし。

(4) その他必要な事項

ア 適切で効率的な森林施業を行うため、林道の整備と併せて作業道の作設を進める。

特に、育成複層林施業の導入等により継続的な施業の実施が見込まれる森林については、きめ細かい施業を積極的に実施するための作業道の作設を進める。

イ 林道等の開設に当たっては、土砂の流出を抑制するよう必要に応じて土留工等の防止施設を設置するとともに、林道通行に対する安全確保のため、林道の規格を遵守し、標識等の交通安全施設の整備に努める。

ウ 適切な林道の維持管理を行い、林道の機能の保全及び向上に努める。

エ 林道工事におけるクマゲラ生息森林の取扱い

林道工事の実施に当たっては、3の(3)のエにおける森林施業と同様の取扱いに努める。

8 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保

林業事業体の育成を図るため、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、①請負事業の計画的発注、②事業の協業化や共同化等経営の安定強化のための指導、③機械化の促進等の指導を図る。これらを通じて、優れた林業労働者の養成及び確保に資するものとする。

(2) 林業機械の導入の促進

生産供給体制の整備を図るため、チェンソーとトラクタによる従来型の作業システムに加え、高性能林業機械を中心とした新たな作業システムを定着させるためにフィールドの提供等を行う。

(3) 作業路等の整備

育成複層林等多様な森林の造成と効率的な森林施業の推進を図るため、作業路網の計画的整備に努めるものとする。

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備

流域森林・林業活性化協議会等の場への積極的な参加を通じ、産地銘柄の形成、道産材の需要・販路の拡大等に資するよう関係者へのPR及び働きかけに努める。

(5) その他必要な事項

民有林と連携した流域管理システムの下で、計画的な木材供給の推進、森林施業の共通化など、森林整備、生産、加工流通等各段階における取組を一体的かつ効率的に実施し、流域森林・林業の活性化に資することとする。

9 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、別表8のとおり定める。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法

指定の基準

制限林以外の森林であって、特に搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の保全に支障を及ぼす林分とする。

該当林分なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更の際、その規模、実施地区については、周辺の状況、地形、地質を十分勘査して定めることとする。

イ 土砂の切取、盛土を行う場合、法面については風化、浸食が生じないよう法面緑化工、土留工、排水工など必要に応じて施工することとする。

ウ その他、土地の形質の変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出、崩壊などの防止に必要な施設を設けるなど、適切な保全上の措置を講ずることとする。

(4) その他必要な事項

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、次の事項に留意して森林施業を行い、林地の保全に努めるものとする。

ア 伐採搬出等の実施に当たっては、土砂の流出・崩壊、水質の保全等に十分留意するとともに、伐倒木等の流出による下流域への被害防止等についても十分配慮するものとする。

イ 樹根による土壤緊縛力を強化するため、複層林施業や長伐期施業を推進することとする。

10 保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等については、別表10のとおり定める。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等については、別表11のとおり定める。

(3) 実施すべき治山事業の数量

実施すべき治山事業の種類別及び箇所別の数量については、別表12のとおり定める。

(4) その他必要な事項

ア 防風保安林の整備・保全

本森林計画区の海岸部には、厳しい風から市街地、農地を守る防風保安林がある。この防風保安林の取扱いに当たっては、地域との連携・協働による森林整備を積極的に進めるとともに、防風保安林の役割についての普及啓発を推進していくこととする。

イ 治山工事におけるクマガラ生息森林の取扱い

治山工事の実施に当たっては、3の(3)のエにおける森林施業と同様の取扱いに努める。

11 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア 制限林の所在及び面積

法令により施業について制限を受けている森林の所在及び面積並びに施業方法については、別表13のとおり定める。

イ 保安林の区域内の森林

保安林区域内の施業方法は、各保安林ごとに定められた指定施業要件の範囲内で行うものとし、一般的留意事項は次のとおりである。

(ア) 主伐の方法

- a 主伐できる立木は、本森林計画区で定める標準伐期齢以上のものとする。
- b 伐採方法は、以下の3区分とする。
 - (a) 伐採種を定めない（皆伐を含む自由な伐採方法がとれるもの）
 - (b) 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で、単木的又は10m未満の幅の帯状に選定し伐採するもの、あるいは樹群を単位とする伐採で、当該伐採により生ずる無立木地の面積が0.05haを超えないもの）
 - (c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

(イ) 伐採の限度

- a 皆伐面積の限度は、公表される面積の範囲内とする。
- b 1箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林につき定められた指定施業要件の範囲内とする。
- c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければならない。
- d 択伐の限度は、当該伐採年度の初日における、その森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。
- e 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された数字が10分の3を超えるときは10分の3とする。（指定施業要件において植栽を定める森林の伐採跡地につき、植栽によらなければ

ば適確な更新が困難と認められる場合については10分の4とする。)

(ウ) 間伐の方法及び限度

伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

(エ) 植栽の方法、期間及び樹種

- a 伐採跡地への植栽は、満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。
- c 植栽する樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件で指定された樹種を植栽するものとする。

ウ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次の特別地域における制限により行う。

区 分	制 限 内 容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第一種 特別地域	(1) 第一種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木抲伐法を行うことができる。 (2) 単木抲伐法は、次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 イ 抲伐率は現存蓄積の10%以内とする。
第二種 特別地域	(1) 第二種特別地域内の森林の施業は、抲伐法による。 ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木抲伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 投伐率は、用材林において現存蓄積の30%以内とする。 (5) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長（国定公園、道立自然公園にあっては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (6) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとする。 (7) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は2ha以内とする。 ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第三種 特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

エ 史跡名勝天然記念物内における森林

史跡名勝天然記念物内における森林の施業方法の決定は、文化財保護法等の法令によるが、一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
史跡名勝 天然記念物	原則として禁伐とする。ただし、属地的に保存の要件として被害木の除去、病虫害防除等の施業を行えるものとする。

オ 鳥獣保護区内における森林

鳥獣保護区内における森林の施業方法の決定は「鳥獣保護区内の森林施業につ

いて（昭和39年1月17日付け39林野第1043号）によるが、一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
鳥獣保護区 特 別 保 護 地 区	(1) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては伐採種は択伐。 (2) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に特に著しい支障があるものについては禁伐。 (3) その他の森林にあっては伐採種を定めない。 (4) 地域別の森林計画の初年度以降5年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 (5) 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹種は禁伐とする。

カ その他の制限林

伐採の方法及び限度は、法令等の制限の範囲内とする。

キ その他

制限林が重複した場合の施業方法は、制限の強い方とする。

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の保護及び管理の方針

保健・文化・レクリエーション活動等を目的とした森林の利用は年々多様化、高度化してきており、森林の各種機能を維持・向上させていくためには、森林の適正な保護と管理が重要となってきている。

森林に対する被害としては、気象害、病虫獣害、山火事等があるが、特に、山火事は、都市近郊林、自然公園等、入り込み者の多い地域に発生しており、森林巡視等による適切な森林管理を行うこととする。

病虫獣害等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。なお、近年急増しているエゾシカ農林業被害に対しては、関係機関等と連携を図り、生息状況、被害動向等について情報収集するとともに、「エゾシカ保護管理計画」（北海道策定）に基づく個体数調整に協力し、被害の防止に努める。

森林の保護及び管理に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民の一層の協力のもとに、効率的・合理的に推進するものとする。

クマゲラが生息する森林について、林道や歩道から概ね50m以内に営巣木がある場合には、必要に応じ林道入口等へ看板を設置し、入林の抑制や生息・繁殖に影響のある行為について注意喚起を行うとともに、林道や歩道周辺における枯損木については、風倒等による入林者への危険を考慮して、立入規制や伐倒処理により周辺の安全を確保する。

イ 森林の巡視に関する事項

森林の巡視に当たっては、国有林の中で、森林レクリエーションのための利活

用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点として、現地の実態に即し適切に実施するとともに、森林法違反行為の未然防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等に努める。

また、入り込みの多い地区にあっては、秩序ある利用についての指導・啓発を図る。

ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

山火事等の森林被害を防止するため、春先の乾燥時期には林野巡視を強化するとともに、保護標識等を設置して一般入林者に対する普及啓発を図る。

(3) その他必要な事項

民有林と国有林が一体となった森林づくりを進めるため、北海道と連携して、①森林の整備・保全の推進、②緑環境の整備による雇用対策、③道民との協働の森林づくりの展開に向けた取組を実施する。

III 別 表

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

ア 市町村別内訳

単位 面積：ha

区分	水源かん養	山地災害防止	生活環境保全	保健文化	木材等生産
総 数	181,502.12	82,943.76	2,707.20	17,390.59	80,232.60
市町村別内訳	増毛町	11,116.20	4,533.45	-	5,194.47
	留萌市	14,022.34	5,987.29	-	776.02
	小平町	30,326.74	9,560.71	1,335.44	3,513.74
	苦前町	29,773.94	10,547.91	74.63	1,879.49
	羽幌町	31,671.95	13,051.94	16.23	1,460.06
	初山別村	11,288.62	9,112.77	-	303.30
	遠別町	37,277.72	23,710.67	78.31	3,596.71
	天塩町	8,650.31	4,112.02	545.86	105.59
	幌延町	7,374.30	2,327.00	656.73	561.21

注1) 各森林の有する機能別の森林の所在は、北海道森林管理局計画課に備えおく別冊のとおりである。

2) 森林の有する機能

ア 水源かん養機能

水資源を保持し渴水を緩和するとともに洪水流量等を調整する機能

イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂の崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能

ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する機能

エ 保健文化機能

保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する等の機能

オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

イ 所在別内訳

a 水源かん養機能

単位 面積 : ha

区分	森林の区域（林班）	面積
総 数		181,502.12
市町村別内訳	増毛町 1~11, 13~40, 42~69	11,116.20
	留萌市 80~106, 109~129, 131~141, 143~159, 161~164, 167~183, 189~191	14,022.34
	小平町 1003~1023, 1031~1033, 1035~1057, 1059~1062, 1066~1074, 1076, 1078~1164, 1166~1169, 1171~1195	30,326.74
	苦前町 2001~2083, 2085~2119, 2124~2129, 2131~2172, 2174~2200	29,773.94
	羽幌町 2002~2042, 2044~2074, 2076~2100, 2102~2209	31,671.95
	初山別村 2211~2215, 2217~2220, 2226~2231, 2233~2244, 2246~2273, 2275~2296	11,288.62
	遠別町 1001~1095, 1098~1183	37,277.72
	天塩町 1, 3~46, 50~53, 55, 57~59	8,650.31
	幌延町 60~96	7,374.30

b 山地災害防止機能

単位 面積 : ha

区分	森林の区域（林班）	面積
総 数		82,943.76
市町村別内訳	増毛町 19~28, 30~32, 40, 42~53, 55, 57~58, 64~67	4,533.45
	留萌市 70~79, 88, 90, 92~94, 96~101	5,987.29
	小平町 1004~1010, 1017~1020, 1023~1031, 1035~1039, 1045~1049, 1054~1056, 1058, 1063~1065, 1069~1073, 1075~1077, 1079, 1081~1082, 1087~1089, 1091~1095, 1097~1101, 1103~1108, 1110~1111, 1115~1118, 1120~1122, 1124~1133, 1137, 1140, 1143~1144, 1149, 1151, 1154~1160, 1162~1164, 11	9,560.71
	苦前町 2001~2017, 2021, 2023~2025, 2029~2037, 2049~2062, 2074~2076, 2100~2105, 2107~2111, 2120~2123, 2129~2130, 2137, 2140~2142, 2149, 2153~2155, 2166~2170, 2196~2200	10,547.91
	羽幌町 2004~2009, 2013, 2015~2016, 2018~2021, 2024~2025, 2028~2030, 2033~2034, 2037~2050, 2057~2060, 2062, 2068, 2073~2076, 2080~2083, 2087~2091, 2095~2097, 2101~2108, 2110~2112, 2115~2117, 2120, 2128, 2137~2139, 2146~2148, 2156~2157, 2159~2161, 2163~2165, 2169~2188, 2190	13,051.94
	初山別村 2216~2225, 2227~2230, 2232~2238, 2240~2242, 2244~2247, 250~2251, 2254, 2256~2270, 2272~2274, 2276~2282, 2284~2286, 2288, 2290, 2291, 2294	9,112.77
	遠別町 1018, 1022~1039, 1041~1123, 1125, 1128~1133, 1147, 1151, 1167, 1180, 1181	23,710.67
	天塩町 8~21, 41~44, 47~56	4,112.02
	幌延町 60, 62~72, 84, 176	2,327.00

c 生活環境保全機能

単位 面積 : ha

区分	森林の区域（林班）	面積
総 数		2,707.20
市町村別内訳	増毛町	0.00
	留萌市	0.00
	小平町	1,335.44
	苦前町	74.63
	羽幌町	16.23
	初山別村	0.00
	遠別町	78.31
	天塩町	545.86
	幌延町	656.73

d 保健文化機能

単位 面積 : ha

区分	森林の区域（林班）	面積
総 数		17,390.59
市町村別内訳	増毛町	5,194.47
	留萌市	776.02
	小平町	3,513.74
	苦前町	1,879.49
	羽幌町	1,460.06
	初山別村	303.30
	遠別町	3,596.71
	天塩町	105.59
	幌延町	561.21

e 木材等生産機能

単位 面積 : ha

区分	森林の区域（林班）	面積
総 数		80,232.60
市町村別内訳	増毛町 11, 19, 28, 31~38, 42~47, 50~53, 55, 57~69	1,781.96
	留萌市 70~95, 97~107, 109~123, 125~129, 131~159, 161~164, 167~173, 176~179, 181~182, 189~191	7,645.25
	小平町 1003, 1005~1007, 1009~1066, 1068~1098, 1100~1120, 1123, 1129~1130, 1133~1134, 1140~1144, 1146, 1149~1162, 1164~1166, 1169, 1171, 1173~1178, 1183~1185, 1188~1195	12,105.86
	苦前町 2001~2016, 2018~2023, 2026~2041, 2043~2049, 2051~2068, 2070~2083, 2085~2110, 2112~2134, 2136, 2138~2139, 2142~2145, 2147~2172, 2174~2204	17,178.42
	羽幌町 2001~2044, 2046~2047, 2049~2051, 2053~2054, 2063~2074, 2076~2089, 2093~2094, 2098~2110, 2113~2114, 2117~2145, 2147, 2149~2172, 2176~2177, 2179~2184, 2187~2192, 2196~2198, 2201~2210	11,647.61
	初山別村 2211~2217, 2223~2236, 2238~2296	7,639.21
	遠別町 1001~1035, 1041~1043, 1046, 1048, 1064, 1076, 1079, 1081~1082, 1090~1092, 1099, 1104~1107, 1109~1110, 1112~1163, 1166~1183	13,522.63
	天塩町 418, 20~44, 47~59, 179, 181, 183	6,555.70
	幌延町 61, 63~67, 69~80, 82~86, 90, 92~96, 177	2,155.96

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区分	現況	計画期末	参考（現況）			
			水土保全林	森と人との共生林	資源の循環利用林	
面積	育成单層林	32,639.98	31,451.06	31,239.09	315.85	1,085.04
	育成複層林	27,251.73	28,440.65	26,831.77	154.46	265.50
	天然生林	124,795.17	124,795.17	112,107.53	11,912.72	774.92
森林蓄積 (m ³ /ha)		107	114			
林道整備率 (%)		29	32			

注1) 育成单層林とは、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*1}により单一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業(育成单層林施業)が行われている森林。

2) 育成複層林とは、森林を構成する林木を択伐^{*2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*3}を構成する森林(施業の関係上一時的に单層林となる森林を含む)として成立させ維持する施業(育成複層林施業)が行われている森林。

3) 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業(この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む)(天然生林施業)が行われている森林。

4) 現況については、平成18年3月31日現在の数値である。

5) 計画期末内訳の合計は四捨五入のため必ずしも一致しない。

6) 現況及び計画期末の数値については、無立木地は含まれていない。

*1 「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等)、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

*2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き伐り)すること。

*3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

別表3 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	389	299	90	15	12	4	373	287	86

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	20	2,145

別表5 公益的機能別施業森林の区域

(1) 水土保全林の区域

区分		森林の区域（林班）	面積
総 数			179,212.67
市 町 村 別 内 訳	増毛町	1~2, 4~7, 10~11, 13~15, 17~28, 30~40, 42~47, 50~53, 55, 57~69	7,211.57
	留萌市	70~115, 118~129, 131~159, 161~164, 167~183, 190~191	15,579.13
	小平町	1003~1033, 1035~1065, 1069~1084, 1086~1144, 1146, 1148~1164, 1166~1168, 1171~1195	29,739.13
	苦前町	2001~2083, 2085~2204	29,301.26
	羽幌町	2001~2210	31,700.57
	初山別村	2211~2296	12,546.97
	遠別町	1001~1036, 1038~1039, 1041~1051, 1055~1191	35,314.16
	天塩町	159, 179, 180, 183~184	10,332.27
	幌延町	60~96, 177~178	7,487.61

注1) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2) 森林の区域（林小班）は、北海道森林管理局計画課に備えおく別冊のとおりである。

(2) 森林と人との共生林の区域

区分		森林の区域（林班）	面積
総 数			14,497.89
市 町 村 別 内 訳	増毛町	2~9, 15~16, 22~23, 25~32, 34, 48~50, 54, 56, 58~60	3,911.72
	留萌市	86, 110, 115~117, 145, 156~157, 174~175, 180, 189	528.70
	小平町	1004~1005, 1007~1009, 1017, 1023, 1036, 1066~1068, 1085, 1097~1098, 1125~1127, 1129~1132, 1135~1138, 1144~1148, 1165~1171, 1182, 1187	3,266.74
	苦前町	2018~2019, 2021~2022, 2024~2027, 2029~2030, 2036, 2038, 2040, 2042, 2046~2047, 2050~2052, 2054~2059, 2061, 2082, 2100, 2107~2112, 2117, 2122, 2126~2127, 2136~2138, 2140~2142	1,366.52
	羽幌町	2014, 2060~2062, 2073~2075, 2090~2091, 2095~2097, 2111, 2115~2116, 2146~2147, 2178~2182, 2191, 2194~2195, 2199	1,042.20
	初山別村	2218~2219, 2229, 2236~2238, 2244, 2250, 2260~2261, 2266~2267, 2269, 2277~2278, 2284~2285	303.30
	遠別町	1023~1028, 1030~1032, 1036~1040, 1044, 1047~1055, 1057~1058, 1061~1062, 1065~1072, 1076~1080, 1082~1083, 1086~1087, 1090~1095, 1098~1107, 1121~1123, 1126~1127, 1139~1140, 1142, 1146, 1167~1168	3,344.57
	天塩町	45, 46, 181~182	189.99
	幌延町	174~176	544.15

注1) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2) 森林の区域（林小班）は、北海道森林管理局計画課に備えおく別冊のとおりである。

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長: Km、面積: ha、材積: m³

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域		備考	
				面積	材積		
					針葉樹		
自動車道 (基幹)	初山別村	南風連別	17.1	1,689.69	76,576	112,192	留萌北部署
	小計	1路線	17.1	1,689.69	76,576	112,192	
	幌延町	北進	1.8	793.25	9,338	57,843	
		ウブニシの沢	7.4	952.90	8,301	96,222	
	小計	2路線	9.2	1,746.15	17,639	154,065	
	基幹 計	3路線	26.3	3,435.84	94,215	266,257	
自動車道 (普通)	増毛町	下信砂	3.2	485.90	24,015	30,235	留萌南部署
		増毛	8.0	780.13	13,938	89,306	
		舎熊岳2号	4.1	1,058.24	23,877	98,712	
	小計	3路線	15.3	2,324.27	61,830	218,253	
	留萌市	桜庭	2.0	383.25	20,708	9,470	
		タルマップ1号	4.1	266.99	25,412	17,199	
	小計	2路線	6.1	650.24	46,120	26,669	
	小平町	上住吉	2.2	212.65	16,899	7,225	
		本沖内	4.3	298.14	15,578	8,737	
	小計	2路線	6.5	510.79	32,477	15,962	
	苦前町	東古丹支流	3.0	391.56	29,494	18,325	
	小計	1路線	3.0	391.56	29,494	18,325	
	羽幌町	木華1号	1.6	147.36	2,781	11,151	留萌北部署
		ピッシリ1号	1.9	315.96	4,486	25,730	
		共栄	1.4	129.92	7,275	7,032	
		中羽幌	1.6	133.25	5,399	6,046	
		計那舘沢	2.1	150.41	12,494	6,206	
		逆川右沢	1.4	169.87	5,176	8,206	
		清沢	1.2	117.37	2,968	9,510	
	小計	7路線	11.2	1,164.14	40,579	73,881	
	遠別町	大葉右	2.0	184.53	9,136	6,627	
		中丸松	3.0	384.95	16,349	30,251	
	小計	2路線	5.0	569.48	25,485	36,878	
	天塩町	泉源堤ノ沢	1.7	596.55	21,467	23,991	
	小計	1路線	1.7	596.55	21,467	23,991	
	幌延町	江辺頃	0.7	627.39	34,574	39,408	
	小計	1路線	0.7	627.39	34,574	39,408	
	普通 計	19路線	49.5	6,834.42	292,026	453,367	
	合 計	22路線	75.8	10,270.26	386,241	719,624	

イ 拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長 : m

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	箇所数	備考 (拡張の内容)
自動車道 (基幹)	増毛町	舍熊岳	500	1	路体強化
	小計		500	1	
	留萌市	ポンルルモッペ	300	1	路体強化
	小計		300	1	
	小平町	裏沖内	500	1	路体強化
		川上本流	500	1	"
		15線沢	300	1	"
	小計		1,300	3	
	苦前町	三毛別	500	1	路体強化
		アナトロマナイ	400	1	"
		小平越	500	1	"
	小計		1,400	3	
	羽幌町	羽幌	300	1	路体強化
		築別本流	400	1	"
		逆川	100	1	"
		中二股越	200	2	"
		木華	300	1	"
	小計		1,300	6	
	初山別村	北風連別	1,000	1	路体強化
		初山別右股	2,000	1	"
		歌越別	200	1	"
	小計		3,200	3	
	遠別町	共成	500	1	路体強化
		礼士辺	300	1	"
		老楽	300	1	"
	小計		1,100	3	
	幌延町	百九十点沢	100	1	路体強化
	小計		100	1	
基幹 計			9,200	21	

イ 拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長 : m

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	箇所数	備考(拡張の内容)
自動車道 (普通)	留萌市	中幌糠	300	1	路体強化
		東の沢	500	1	"
		小山の沢	300	1	"
		南部坂	500	1	"
		豊岡	300	1	"
		風糠山	300	1	"
		樽山	300	1	"
	小計		2,500	7	
	小平町	沖内	500	1	路体強化
		二股	500	1	"
		住吉	300	1	"
		滝見	200	1	"
		一線沢	300	1	"
	小計		1,800	5	
	苦前町	盤の沢	300	1	路体強化
	小計		300	1	
	羽幌町	小椴	300	1	路体強化
	小計		300	1	
	遠別町	歌越	100	1	路体強化
		比志久内	500	1	"
		清川支流	100	1	"
		熊井沢	300	1	"
		旭	1,000	1	"
		湯口の沢	300	1	"
		大成第二	300	1	"
		共成左股	300	1	"
		礼士辺支線	100	1	"
	小計		3,000	9	
	天塩町	泉源堤ノ沢	400	1	路体強化
		逆の沢	300	1	"
		小計	700	2	
普通	計		8,600	25	
合	計		17,800	46	

別表7 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法

該当なし

別表8 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

所 在		面積	留意すべき事項	備考 (保安林等の種類)
市町村	地 区			
総 数		146,985.35		
留萌市		4,612.94	地形、地質、土壤等、気象の面から、森林の施業及び土地の形質変更に当たって土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう特に林地保全に留意する。	土流
増毛町		10,090.37		水かん、その他
小平町		19,784.09		水かん、土流
苦前町		24,772.32		水かん、土流、干害
羽幌町		25,946.73		水かん、土流、その他
初山別町		9,851.64		水かん、土流、干害
遠別町		35,642.66		水かん、土流
天塩町		8,971.40		水かん、土流、干害
幌延町		7,313.20		水かん

注1) 備考欄の「水かん」は水源かん養保安林、「土流」は土砂流出防備保安林、「土崩」は土砂崩壊防備保安林、「干害」は干害防備保安林、「魚つき」は魚つき保安林、「その他」は砂防指定地、地すべり防止地区、山地災害危険地区である。

2) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

別表9 森林の土地の保全ため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法

該当なし

別表10 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

10-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考
保 安 林 総 数 (実 面 積)	181,918	
水源かん養のための保安林	138,576	
災害防備のための保安林	42,228	
保健、風致の保存等のための保安林	1,114	

注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の合計に一致しないことがある。

10-2 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積

単位 面積：ha

指解 定 別	種 類	流域	森林の所在		面積	指定又は解除を必要とする理由
			市町村	区域（林班）		
指 定 定	水 源 か ん 養	天塩川	留萌市	留萌南部森林管理署 86～116	6,000	水源のかん養のため
			小平町	留萌南部森林管理署 1182, 1186～1191	1,000	
		小計			7,000	
		天塩川	初山別村	留萌北部森林管理署 2216～2224	600	
				留萌北部森林管理署 1040, 1081～1096, 1104, 1105	1,400	
			遠別町			
		小計			2,000	
		計			9,000	

注1) 指定解除別に口座を設けて記載し、面積は種類ごと及び市町村ごとに総数を掲上する。

2) 区域内には、当該区域の属する林班番号又は字名を記載する。

10-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし

別表11 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

別表12 治山事業の数量

単位 地区

所 在		治 事 施 行 地区数	主な工種	備 考
市町村	区域（林班）			
留萌市	70, 71, 72~75, 80~83, 118, 119, 148, 178~181, 183	9	渓間工・山腹工	
小平町	1012, 1014, 1026, 1092~1094, 1166, 1174, 1189, 1191	8	渓間工・山腹工	
苦前町	2010, 2085, 2092, 2128, 2166, 2198, 2201~2204	7	渓間工・山腹工 植栽工	
羽幌町	2001, 2021, 2066~2068, 2069·2070·2080·2081, 2126, 2171·2172·2188·2189, 2207	7	渓間工・植栽工	
遠別町	1022, 1023, 1029·1033, 1099·1100, 1117·1123, 1163·1166, 1187	7	渓間工・植栽工	
天塩町	181	1	植栽工	
幌延町	178	1	植栽工	
合 計		40		

別表 13 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐方	採法	
水かん	増毛町	※森林の区域 (林小班) は、北海道森 林管理局計画 課に備えおく 別冊のとおり である。	10,087.67			※保安林の指定 施業要件の範囲 内とする。
	小平町		18,301.14			
	苦前町		20,115.96			
	羽幌町		23,609.72			
	初山別村		7,130.78			
	遠別町		15,077.31			
	天塩町		6,247.03			
	幌延町		7,313.20			
	小 計		107,882.81			
	留萌市		4,612.74			
土流	小平町		1,480.79			
	苦前町		3,900.66			
	羽幌町		2,330.21			
	初山別村		2,500.55			
	遠別町		20,454.83			
	天塩町		1,970.30			
	小 計		37,250.08			
防風	苦前町		74.57			
	羽幌町		16.16			
	遠別町		78.31			
	天塩町		561.78			
	幌延町		469.62			
干害	小 計		1,200.44			
	苦前町		741.85			
	初山別村		220.31			
保健	天塩町		747.31			
	小 計		1,709.47			
	増毛町		1,028.01			
	留萌市		86.37			
	小 計		1,114.38			
	計		149,157.18			

注) ()書きの数値は重複制限林で外書きである。

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐方	採法	
砂防指定地	増毛町		(51.09)	0.30	抾伐、禁伐	
	小平町			2.91		
	羽幌町			4.68		
	遠別町			6.45		
計			(51.09)	14.34		国利立尻公・園礼文・サロベツ
国 立 公 園	特別保護地区	幌延町	(264.45)	165.41		
	小 計		(264.45)	165.41		
	第一種	幌延町	(72.97)	6.70		
	小 計		(72.97)	6.70		
	第二種	幌延町	(15.60)	0.40		
	小 計		(15.60)	0.40		
	第三種	幌延町	(3.97)	14.65		
	小 計		(3.97)	14.65		
計			(356.99)	187.16	※11(1)ウの表による。	国暑定寒別公園天壳焼尻
国 定 公 園	特別保護地区	増毛町	(235.00)			
	小 計		(235.00)			
	第一種	増毛町	(793.01)			
	小 計		(793.01)			
	第三種	増毛町	(3,665.52)			
	小 計		(3,665.52)			
計			(4,693.53)			然朱公鞠園内道立自
道 立 自 然 公 園	第一種	遠別町	(100.00)			
	小 計		(100.00)			
	第二種	羽幌町	(584.93)			
		遠別町	(502.88)			
	小 計		(1,087.81)			
計			(1,187.81)			
鳥 獸 保 護 区	特別保護地区	留萌市	(43.02)			
		小平町	(47.69)	0.24		
		苦前町	(49.94)			
		羽幌町		51.37		
		遠別町	(39.50)	0.24		
		計	(180.15)	51.85		

注) () 書きの数値は重複制限林で外書きである。